

年次別推進プラン

平成19年度～20年度

平成19年4月の組織改正により収入役室は会計管理室になります。
これに伴い、次の改革項目・具体策の担当所管名が変わります。

項目番号	ページ	本文中の表記	19年4月組織改正後
4	15	収入役室	会計課
38 - 4	21		
38 - 5	21		
72 - 3	29		
72 - 4	29		
96	33		

注1：番号が連続していないのは、18年度までに実施済みとなった項目・具体策を削除したためです。
 注2：改革項目、具体策に があるものは、その進行を全体で管理するもので、無印は担当部局で管理するものです。

第1 区民から信頼される身近な区政を目指します

1 便利で分かりやすい行政サービスを提供します

(1) 便利で迅速なサービス提供を行います

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
1 窓口業務の改善			
	1 事務手続きの簡素化	電子申請 ^{(*)3} サービスを実現し、手続きの簡素化を図ります。公的個人認証 ^{(*)4} サービスの利用拡大も併せて検討します。	政策企画課、情報課、戸籍住民課、全部局
	19～20年度実施策	電子申請サービスを利用した手続きの拡大と公的個人認証による本人確認により、事務手続きの簡素化を図ります。	
	2 ITを活用した窓口業務の改善	住民基本台帳カードの活用をはじめ、電子自治体として区民サービスの向上策を検討します。	政策企画課、情報課、戸籍住民課、全部局
	19～20年度実施策	目黒区電子申請実施計画に基づき、段階的に手続きの電子化を進めます。	
3 施設利用の利便性の向上			
	1 施設予約システムの整備	施設予約システムの整備を進めます。	行革推進課、情報課、関係所管課
	19～20年度実施策	住区会議室の施設予約システム導入について条件整備を進めます。	
4	便利な納付方法の検討	マルチペイメントネットワーク ^{(*)5} の活用やコンビニエンスストアでの納付など、便利な税・国民健康保険料等の納付方法の導入に向け検討していきます。	収入役室、情報課、税務課、国保年金課、関係所管課
	19～20年度実施策	税や国民健康保険料、使用料等の公金の納付方法について、マルチペイメントネットワークの活用やコンビニエンスストアでの納付の拡大、クレジットカードによる納付などの、具体的な調査・検討を行います。	

(2) 区民の求めに的確に対応して問題を解決します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
6	相談機能の充実	総合的な調整機能をもった相談窓口を中心として、個別の相談窓口への適切な案内も含め、各相談窓口間の連携を強化し、区民が抱えるさまざまな課題に迅速・的確に対応できるようにします。	区民の声課、全部局
	19～20年度実施策	情報の共有化と関係部門の連携を強め、具体的な課題に迅速・的確に対応していきます。	

2 情報の公開を一層推進し、透明性の高い行政のしくみをつくります

(1) 区民と区との情報の共有化に向けた取組を拡大します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
7 情報の提供・共有化の総合的なしくみづくり			
	1 「めぐる区報」の拡充	区政における課題を分かりやすく区民に提起し、協働によるまちづくりへの契機となるような特集記事を企画・掲載します。	広報課
	19～20年度実施策	区政における課題を区民に分かりやすく提起し、区民が区と共に考えていくきっかけとなるような特集記事を企画・掲載します。特集記事の編集に民間活力を導入し、記事の充実を目指します。 また、18年7月に開始した新聞を購読していない世帯への配送サービスの拡充に努めます。めぐる区報がより入手しやすい環境の整備に取り組みます。	

2	インターネット等を活用した広報手段の拡充	インターネット等をはじめとする新たな手段を活用し、それぞれのニーズに応じて、区政情報等を提供する方策を費用対効果を踏まえながら検討し、可能なものから実施します。	広報課、情報課、全部局
	19～20年度実施策	携帯サイト、メールマガジンなどに関する新たな広報手段の情報収集を行い、有効な情報提供のあり方について検討し、可能なものから実施していきます。	
3	情報提供体制の充実	行政総合データベース、グループウェア ⁽⁷⁾ や各課ホームページを使った区民に対する効果的な情報提供システムを検討し、所管課の窓口においても適切な情報提供を行えるようにします。	広報課、区民の声課、情報課
	19～20年度実施策	ホームページで新しい情報を分かりやすく提供できるような仕組みを検討します。また、行政総合データベースの構築に向けた検討状況にあわせて、区政情報コーナーで収集・保管する区政資料の活用、1階西口ロビーの大型ディスプレイの一層の有効活用・管理態勢についても引き続き検討します。	
5	ホームページの充実	各部局からの個別情報や地域の情報及びリンク集 ⁽⁸⁾ などコンテンツ ⁽⁹⁾ をより充実させながら、情報バリアフリー化 ⁽¹⁰⁾ を図り、区民が一層便利に活用できる目黒区ホームページを目指します。	広報課、全部局
	19～20年度実施策	だれでも利用しやすく、検索しやすいホームページづくりに努めます。また緊急災害に対応するため、必要な情報を早く発信できるシステムの導入を目指します。	
6	映像広報の見直し	インターネットによる映像配信の活用方策等を検討します。	広報課
	19～20年度実施策	インターネットによる映像配信について、配信内容と配信方法を検討します。	

(2) 政策策定過程を明らかにし、情報提供を効果的に行います

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
8 政策策定過程情報の積極的提供			
1	会議録や行政情報の公開	情報公開条例に基づき、会議録等の公表に努めるとともに、その他の行政情報の公表についても、ホームページでの検索を容易にする方法を検討します。	広報課、全部局
	19～20年度実施策	公文書目録をホームページ上で広範囲に提供し、公文書の検索や情報の提供を速やかに行うことができるよう、文書管理システムを導入します。	

(3) 政策策定過程での住民の参画を進めます

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
9 政策策定過程での住民の参画の総合的なしくみづくり			
1	住民参加手法の改善	オープンハウス ⁽¹¹⁾ 、ワークショップ ⁽¹²⁾ 、電子会議室 ⁽¹³⁾ などさまざまある住民参加の手法のうち、事業にふさわしいものを実施し、参加した区民から実施結果の評価などを得たうえで、より実効性のある住民参加のあり方を検討します。	政策企画課、協働推進課、都市計画課、都市整備課、全部局
	19～20年度実施策	ITの活用による新たな住民参加の手法を検討するとともに、パブリックコメントを行う場合の基準や反映の仕方について検討を行います。	
10 審議会等の見直し			
1	審議会の設置基準等の見直し	構成員、運営、報酬等について引き続き見直します。	政策企画課、全部局
	19～20年度実施策	設置基準等の見直しから、運営方法まで引き続き検討していきます。	

	2	審議会の委員の男女比率の目標実現	委員の割合を男女比率50%の目標実現に努めます。	政策企画課、全部局
		19～20年度実施策	新たな機関等の設置や構成員改選に際しては、原則として男女比率50%とし目標実現に努めます。	

(4) 合理的な決定をするための判断材料を用意します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
11 事業評価制度の充実				
	1	実施計画改定等に合わせた事業評価制度 ⁽²⁾ の実施	今後の実施計画改定や年次別推進プラン改定に際し、事業を総点検する観点から全事業を対象として評価を実施します。	政策企画課、全部局
		19～20年度実施策	引き続き具体的に機能する評価制度の構築に向けて、他団体等の制度を調査・研究して検討していきます。	
12 行政総合データベースの構築と有効活用				
	1	グループウェアの機能を利用した情報の集約と有効活用	グループウェアを活用して、区政に関わる統計数値、事業実績、各種調査結果、区民の声などを集約したデータベースを順次拡充し、情報の共有による事務の効率化や区政情報の提供などを図っていきます。	政策企画課、広報課、情報課、全部局
		19～20年度実施策	グループウェア機能を活用し、共有方法等の改善を行い、事務の効率化を図ります。	

(5) 行政をチェックするしくみを強めます

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
13 行政監査・外部監査の結果に基づく事業等の見直し				
	1	行政監査・外部監査の結果に基づく事業等の見直し	行政監査や外部監査 ⁽¹⁴⁾ の実施結果を、予算編成や事業執行に確実に反映させていきます。	総務課、監査事務局、行革推進課、関係所管課
		19～20年度実施策	行政監査の実施結果や外部監査の結果報告を、予算編成や事業執行に確実に反映し、事務事業の見直しを進めていきます。	

3 区民と行政との「協働」のしくみづくりを行います

(2) 各事業を通じ、協働を進める条件整備を行います

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
15	地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり		協働推進方針などに基づき、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動、企業等のボランティア活動促進など、公益的活動に対する支援のあり方を検討していきます。	協働推進課、政策企画課、地域振興課、全部局
		19～20年度実施策	17年度に策定した、協働推進方針に基づき、地域の公益的活動の支援に関する具体的な取り組みを進めます。	
17	地区での課題検討の場の設定		地区サービス事務所を中心として、地域共通の課題について話し合う場づくりについて検討していきます。	地域振興課、地区サービス事務所
		19～20年度実施策	地域の住民がともに考え話し合うことができるよう、「地区連絡会」や「区民と区長の懇談」等の場を活用しながら、地域の課題を整理していきます。	

(3) 時代に合った公益法人等に見直します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
19	公益法人等の役割分担・活性化方策等の検討	公益法人等の効率的な運営と財政的自立に向けた経営改善を促すとともに、区の支援のあり方について検討します。	行革推進課、国際交流課、産業経済課、健康福祉計画課、高齢福祉課、都市計画課、環境保全課、企画調整課
	19～20年度実施策	公益法人等の経営改善を促進し、区との役割分担・区との関与のあり方について検討します。	

第2 無駄をなくし、税金を有効に活用します

1 合理的で時代に合った施策に改革します

(1) 合理的な決定をするための判断材料を用意します(再掲)

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
11	事業評価制度の充実	再掲 P. 17	
12	行政総合データベースの構築と有効活用	再掲 P. 17	

(3) 時代やニーズに合わせて事務事業を見直します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
24 社会経済状況の変化に合わせた事務事業の見直し			
2	三田フレンズ店舗施設活性化支援事業の見直し	地下一階の店舗の有効活用を図るため、条例の改正を含めた抜本的な見直しをします。	産業経済課
	19～20年度実施策	使用料の長期滞納店舗に対し法的手段を含む対策を実行します。また、空き店舗部分の今後の活用方法について検討します。	
11	心身障害者センター歯科診療の委託経費の見直し	設置目的及び医師等の配置体制の見直しを検討します。	健康推進課
	19～20年度実施策	今後も歯科医師会との協議を定期的実施し、医師等の配置体制の見直しと併せて、診療日数の拡大を図ります。	
15	興津健康学園の見直し	健康学園の今後のあり方について検討します。	学務課、企画調整課、指導課
	19～20年度実施策	すべての児童を対象とした健康教育推進の基本的な考え方をまとめる中で、興津健康学園の今後のあり方を検討するとともに、さらなる運営経費等の効率化を図ります。	
24	学校開放(校庭開放・体育館開放・プール開放)の見直し	利用状況や事業の効率性等から、体育館の個人開放、スポーツ開放、プール開放等を見直します。	スポーツ振興課
	19～20年度実施策	19年度末に南部地区プール(碑小学校内)が区民公開されるのに合わせ、第九中学校のプール開放を廃止します。	
27	樹木等の保護手入れの見直し	保存樹木制度の見直しを検討します。	みどりと公園課
	19～20年度実施策	平成18年10月に改定した「みどりの基本計画」に基づき、みどりの保全・創出を推進するため保存樹木制度について見直しを検討します。	

28 新規	地域包括ケア推進体制の確立	高齢者を地域で総合的に支える地域包括ケアを推進するための体制を整備します。	包括支援調整課
	19～20年度実施策	高齢者を地域で総合的に支える地域包括ケアを推進するため、本庁の担当組織を整備するとともに、地域包括支援センターと保健福祉サービス事務所のあり方等を検討します。	
25 補助金等の見直し			
4	公益法人等補助金 の見直し	(No 19 に統合)	行革推進課、国際交流課、産業経済課、健康福祉計画課、高齢福祉課、都市計画課、環境保全課、企画調整課
5	経営安定資金特別融資の見直し	景気動向を踏まえ、より実効性のある対策を打ち出すために従来の利子補給率、信用保証料補助の見直しを検討します。	産業経済課
	19～20年度実施策	区内中小企業の景気動向を見定めて、制度の存廃を含めた見直しを検討します。	
6	プレミアム共通商品券の見直し	プレミアム共通商品券の見直しを含め、新たな販売促進策を支援します。	産業経済課
	19～20年度実施策	区商連が設置する「研究会」を支援するとともに、新たな販売促進策を支援します。	
12	商店街活性化事業の見直し	商店街振興プランの策定を踏まえ、商店街の自助努力の促進や効率的な活性化支援の視点から、補助内容を見直します。	産業経済課
	19～20年度実施策	新たな商店街振興プランを踏まえ、商店街の自助努力の促進や効率的な活性化支援の視点から、補助内容を見直します。	
13	狭あい道路拡幅整備事業の見直し	建築基準法に基づく後退を促し、道路拡幅を進める効果的、効率的な方策を検討します。	都市整備課
	19～20年度実施策	整備委託工事の工事内容及び助成金の見直しについて検討します。	
28 地域のルールの徹底による見直し			
1	放置自転車対策の推進	放置自転車対策として、駐輪場の整備、放置自転車の撤去の強化、啓発活動を進めていきます。また、処分方法を変更し、経費の縮減に努めます。	道路管理課
	19～20年度実施策	目黒区放置自転車対策基本計画に基づいた駐輪場の整備を図るとともに、放置自転車の撤去の強化を継続実施することにより、放置自転車対策を推進します。	
2	違法「捨て看板」対策の強化	違法な屋外広告物撲滅のため、共同除去を警察署等の関係機関の協力を得ながら実施し、警察署にパトロール強化を要請するほか、業者の是正・指導に努めます。また、撤去経費の縮減を図りながら、区民団体等との連携を更に強め、協力を得ていきます。	道路管理課
	19～20年度実施策	目黒区違反広告物（捨て看板）除却協力員の充実を図り、違反広告物の除却を推進します。	
3	違法駐車防止業務の効果的見直し	違法駐車等防止指導員による防止活動の効率化を図りながら、地域住民、警察、区の役割を明確にし、違法駐車をさせないための啓発活動を行います。	道路管理課
	19～20年度実施策	警察署等の関係機関との連携を図りつつ、駐車違反取り締まり活動の進捗に合わせて重点地域における違法駐車対策を推進します。	

	4	区道・緑道・公園の維持管理における協力体制	区道・緑道・公園の清掃について、地域のボランティアの協力を得て実施する仕組みを作ります。	土木工事課、みどり公園課
		19～20年度実施策	・区道の清掃については、地域団体との連携を図り、（削除）住民が参加しやすい仕組みづくりを行います。（土木工事課） ・「住民参加による公園活性化のための要綱」等を活用し、住民の主体的な参加による公園の管理運営を図ります。（みどりと公園課）	
新規	5	まちの環境美化の推進	区、区民、地域団体、事業者等が協働して、ポイ捨て防止の啓発活動、清掃活動等を行うことによりまちの環境美化を進めていきます。	環境保全課
		19～20年度実施策	ポイ捨て行動につながるおそれのある歩行喫煙について、禁止指定地域をモデル的に設けることで規制を強化し、目黒のルール化を図ります。	
29 ごみ減量への取組とリサイクル事業の促進				
	1	ごみ収集・運搬作業の効率化の推進	ごみ、資源量を推計し、作業計画を策定する中で、ごみ集積所の改善等、区民へのきめ細かな対応を図りながら、効率的な収集・運搬作業の体制を整備します。	ごみ減量課、清掃事務所
		19～20年度実施策	ごみ・資源量の推計に基づき、作業計画を策定し、ごみ集積所の改善等や区民・事業者への啓発等きめ細かな対応に配慮しながら、効率的な収集・運搬体制を整備していきます。	
	2	資源回収活動の拡大	区独自の方式による集団回収の普及やびん・缶の分別回収ポイントの拡大などに取組みます。	清掃事務所
		19～20年度実施策	びん・缶・ペットボトルについては、ごみ減量効果等を検証した上、20年度を目途に区内全域で事業を展開します。 また、古紙については、住民の自主的活動である集団回収を未実施の町会・自治会に勧奨し、その普及を促進しながら、区による分別回収と町会等による集団回収とが並存している現在のしくみをおおむね21年度には一元化していきます。	
	3	清掃協力員活動や学習の支援等の充実	清掃協力員活動の支援の充実やごみゼロキャンペーンなど区民との協働による事業展開を推進するとともに、ふれあい指導の更なる充実、環境学習の支援、バス見学会などによる普及・啓発を進めます。	ごみ減量課、清掃事務所
		19～20年度実施策	清掃協力員活動の支援の充実やごみゼロキャンペーンなど区民との協働による事業展開を推進するとともに、ふれあい指導の更なる充実、小中学校・保育園などでの環境学習の支援の推進、バス見学会などによる普及・啓発を進めていきます。（清掃事務所） ・一般廃棄物処理基本計画及び環境学習推進計画を踏まえ、循環型社会形成に向けて、区民・事業者と協働しながら、より効果的な広報・啓発を行います。（ごみ減量課）	
新規	5	廃プラスチックリサイクルの促進	不燃ごみに混入している資源の徹底回収をめざし、廃プラスチックの再生利用を促進します。さらに、それでも残ってしまう再資源化が困難な廃プラスチックについては、可燃ごみとして熱回収（サーマルリサイクル）する仕組みを構築していきます。	ごみ減量課、清掃事務所
		19～20年度実施策	ペットボトル・資源プラ（識別マークのついたプラスチック製容器包装）・びん・缶の分別回収モデル事業と再利用困難な廃プラスチックのサーマルリサイクルモデル収集事業を平成19年10月から区内20%の地域で立ち上げます。 20年度は、モデル事業の結果を検証した上で、区内全域での事業展開を行います。	
30 保養施設等の見直し				
	1	箱根保養所の効率的運営	箱根保養所について、受付業務の効率化を図るとともに、今後のあり方について検討していきます。	地域振興課
		19～20年度実施策	・契約事務改善実施策に基づき委託業務の業務評価等を適切に行い、サービスの更なる改善・向上を図るとともに、PRの充実等により、利用率の向上を目指します。 ・今後の直営保養施設のあり方や管理運営の更なる効率化について、引き続き検討します。	

31	福利厚生事業の見直し	社会状況や職員ニーズの変化などを踏まえ、事業の委託も視野に入れて全面的な見直しを行います。	人事課
	19～20年度実施策	・職員住宅のあり方と使用料引き上げについての検討を進めます。 ・特別区職員互助組合の制度見直しに合わせ、互助会事業について検討を進めます。	
34	保育園の見直し		
	1 公設民営方式の導入(指定管理者制度 ¹ の導入)	保育ニーズの多様化を踏まえ保育園の公設民営化を進めていきます。	保育課
	19～20年度実施策	第二田道保育園については指定管理者制度を活用し平成20年度を目途に公設民営化を実施します。	
	2 区立保育園給食調理業務の委託化	調理職員の退職者数を踏まえたうえで業務委託の実施策を検討します。	保育課
	19～20年度実施策	当面、再任用職員等の活用により効率化を図ります。	
	3 保育園用務の非常勤職員等の活用	用務業務で非常勤職員等の活用を図ります。	保育課
	19～20年度実施策	再任用職員等の活用により効率化を図ります。	
36	幼保一元化施設(認定こども園)の検討	幼児教育の新たな展開と多様化を図るため、就学前の幼児の教育・保育を一元化した施設の具体化について取り組んでいきます。	教育改革推進課、保育課
	19～20年度実施策	幼保一元化施設(認定こども園)の実現に向け具体的な内容を検討し、私立幼稚園等への支援策や区立幼稚園に関する整備計画等をまとめます。	

2 発想を変えて、経費の節減や資源の活用を図ります

(1) 仕事の手順や発想を変えて経費の節減に努めます

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
37	「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムの運用	ISO14001の更新審査を経て、一事業所としてシステムの充実を図るとともに、地球温暖化防止のため、区施設全般において環境負荷低減活動をより推進していきます。	環境保全課、全部局
	19～20年度実施策	・19年度にISO14001の認証登録を更新します。 ・区施設全般において環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出量削減の取り組みを推進します。	
38	事務改善の推進		
	1 情報化による事務改善の推進	セキュリティに配慮しながら、情報化ビジョンの具体化を進め、LGWAN(総合行政ネットワーク) ⁽¹⁶⁾ などネットワーク技術を活用した事務処理の情報化を支援します。	情報課
	19～20年度実施策	次に掲げる内部情報システムを導入し、電子化の推進による全庁的な業務改革の実現を目指します。 19年度稼働：文書管理システム、人事給与システム、共通基盤 19～20年度稼働：庶務事務システム 19～21年度稼働：財務情報システム	
	2 文書管理システムの改善	(No38-1に統合)	総務課
	4 出納審査事務の効率化	(No38-1に統合)	収入役室
	5 用品制度の見直し	機動的な納入方法等により、使い勝手のよい制度となるよう、用品制度のあり方について検討します。	収入役室、情報課、財政課、契約課
	19～20年度実施策	これまでの調査・検討をふまえ、20年度の新財務会計システムの導入にあわせて、新制度への移行を進めます。	

39 施設の営繕、維持管理業務の効率化			
1	公共施設の計画・設計・修繕に係る業務の効率化	積算業務以外の公共施設に関わる設計、施設巡回点検業務等を整理し、可能な限り委託化を進めます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路及び橋りょうなどの整備において、高度な専門性が必要かつ専門業者の設備や技術を活用することが効率的な場合は、設計業務等の委託化を検討します。（土木工事課・街路整備課） ・公園整備の計画・設計段階における住民参加の運営や設計業務について、専門性及び人手を要するものについては積極的に委託化を進めます。（みどり公園課） 	
3	業務委託仕様書及び予定価格積算の見直し	施設管理業務の見直しと改善を図り、適正な施設の維持管理を進めていきます。	契約課
	新規 19～20年度実施策	18年度に実施した施設管理業務の現状分析・評価等の調査結果を踏まえ、仕様や業務の内容について引き続き課題を整理し、業務改善の検討を進めます。	
40 公共工事のコスト縮減			
1	VE ⁽¹⁷⁾ の活用(工事コストの低減)	コスト縮減検討会等の報告に基づき対象施設を選定するなど、計画的に実施していきます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き整備箇所の経過を観察するとともに、条件が適合する工事を計画的に施工していきます。 ・課内コスト縮減検討会において、施設建設・施設維持管理コストの縮減などについて検討を引き続き進めます。（みどり公園課） ・目黒区契約後VE試行実施要綱に基づいて実施していきます。（施設課） 	
2	公共施設の長寿命化(ライフサイクルコストの低減)	公共施設の保全において、予防保全と事後保全をバランスよく行い、一層の耐久性の向上など、長寿命化に向けた検討を進めます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<p>建設コスト縮減検討会などの検討結果に基づき、舗装ライフサイクルコスト低減策を順次実施します。（土木工事課・街路整備課）</p> <p>費用対効果を踏まえた施設修繕や部材の交換時期などの検討を引き続き進めます。（みどり公園課）</p> <p>・計画修繕の考え方にそってきめ細かな点検等を行い長寿命化に努めます。なお、将来の間取り変更にも対応できるような設計に努めます。（施設課）</p>	
3	環境配慮型の工事の実施(社会的コストの低減)	ISO14001の取組みを徹底し、建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減など、環境配慮型の工事を推進していきます。	施設課、土木工事課、街路整備課、みどり公園課
	19～20年度実施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象対策として保水性舗装や遮熱性舗装工事に取組むとともに、建設副産物の有効活用に努めます。（土木工事課・街路整備課） ・チェックシートを活用し、工事における環境への負荷を低減するための取り組みを行います。（みどり公園課） ・ISO14001に基づく環境配慮型公共事業の実施においては、建築工事環境配慮チェックシートに基づき公共工事を実施します。（施設課） 	
41 契約方法等の改善			
1	電子入札制度等の活用	16年度運用を開始した電子調達システムを活用し、電子入札を実施します。	契約課
	19～20年度実施策	電子入札を活用した契約の対象範囲を拡大します。	

2	技術提案方式等の活用と体制整備	工事はもとより、コンサルタントやシステム委託などの発注において、民間の技術力をより活用する仕組みと技術力による競争を促進するため、技術提案方式や入札時VE ^(**18) 等の手法を実施します。また、技術提案の評価体制を外部からの活用も含め構築していきます。	契約課、全部局
	19～20年度実施策	契約事務改善実施策に基づき、民間の技術力をより活用する仕組みを構築し、技術力を反映した競争性を高めるため、多様な入札方式の活用（公募型指名競争入札・プロポーザル方式・VE方式・総合評価方式など）を進めます。	
3	契約改善策の実施	区政の透明性向上検討委員会提言に基づく契約改善策について、順次実施します。	契約課
	19～20年度実施策	区政の信頼と透明性の向上を図るため、契約事務改善実施策に基づき、取り組みを進めます。さらに、実施した内容については、課題等を整理し改善策を検討するなど契約全般のマネジメントサイクルの中で、恒常的な改善を図ります。	

(2) 区の施設を有効に活用します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
42 既存施設の有効活用				
1	空き教室の有効活用	区立学校の施設活用計画に基づき、教育の枠を越えて空き教室の積極的な活用を進めていきます。		学校施設計画課、政策企画課、全部局
	19～20年度実施策	順次実施します。		

(3) 財産の売却などを進めます

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
43 未利用地の売却				
1	伊東保養所等区所有地の売却	公示価格、土地取引等の環境の変化を見極めたうえで、売却の時期を検討します。		契約課、政策企画課
	19～20年度実施策	伊東保養所については、公示価格、土地取引等の環境の変化を見極めたうえで、売却の時期を検討します。その他暫定利用を行っている用地等のうち、状況の変化により取得した時点の目的に沿った利用が困難なものについては、目的を変更し活用を図るか、売却を進めます。		

3 低コストで効果のあるサービスを目指します

(1) 民間活力により低コストを実現します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
44 外部委託の適正化及び効率化				
1	外部委託のガイドラインの適切な運用	外部委託の基本的な考え方をまとめ、適切な外部委託を実施し効率化を図ります。		行革推進課
	19～20年度実施策	19年度に外部委託のガイドラインを策定し、適切な外部委託を促進します。		
2	コンサルタント委託経費の見直し	コンサルタント委託は、高度な専門性を有する業務等、活用対象を必要最小限の範囲とします。		行革推進課
	19～20年度実施策	外部委託のガイドラインを検討する中で、考え方を整理します。		

45 各種業務の委託の推進			
2	自動車運転業務の見直し	全庁的に必要最小限の職員配置とするため、退職不補充により、非常勤化や運行管理委託等を進め、効果的・効率的な執行方法としていきます。	総務課
	19～20年度実施策	退職する自動車運転職については、退職不補充とし、非常勤化や委託化を進めます。	
4	高齢者センター業務の委託化	指定管理者制度導入を視野に入れ、介護予防拠点として高齢者センターの事業・機能を見直します。	高齢福祉課
	19～20年度実施策	指定管理者制度導入を視野に入れ、介護保険制度地域支援事業における介護予防を進めるための拠点としての高齢者センター事業・機能を見直します。	
5	土木・公園維持作業の見直し	土木・公園事務所の運営方法の検討や業務委託の活用、体制の一体化、職域拡大など、総経費の抑制を図りながら、土木・公園維持作業の効率化を図ります。	土木工事課、みどり公園課
	19～20年度実施策	これまでの取組みに引き続き、業務委託など民間事業者活用の拡大や土木事務所の運営方法の改善などにより、土木公園維持作業の効率化を進めます。	
6	住区掲示板・街区案内板の維持管理運営の委託化	住区の公営掲示板や住居表示を示した街区案内板に企業等の広告を掲載し、その収入により民間団体等が維持管理運営を行うことにより区の財政的負担を軽減していきます。	政策企画課、戸籍住民課、地区サービス事務所
	19～20年度実施策	引き続き広告掲載の募集から維持管理の手法について、検討を行います。	
7	学校警備の機械化促進	常勤職員の退職不補充により、機械警備化を促進します。	企画調整課
	19～20年度実施策	19年度2校、20年度に1校で学校警備の機械化を図ります。	
8	学校給食調理業務の民間委託	栄養士を配置し、きめ細かな献立の作成や給食指導、栄養指導の充実を図りながら委託を行います。	学務課、企画調整課
	19～20年度実施策	退職者数に応じて、小学校の給食調理業務の委託を推進します。	
46 公の施設の管理運営の効率化			
2	福祉工房運営の効率化	福祉工房のサービス体系を障害者自立支援法に基づき見直します。施設管理運営については指定管理者制度を導入します。	障害福祉課
	19～20年度実施策	東が丘福祉工房について、平成19年4月から障害者自立支援法に基づく新サービス体系に移行し、指定管理者制度を導入します。	
3	公園維持管理の効率化	公園面積の増加に伴い、管理経費も増大するため、委託契約内容や直営作業のあり方等について、一層の効率化の観点から見直します。	みどりと公園課
	19～20年度実施策	業務委託など民間事業者活用の拡大や公園維持作業の効率化を進めるとともに、指定管理者制度の導入を検討します。	
4	社会教育館の管理運営の効率化	社会教育館の専門性の確保と円滑かつ効率的な運営を図るため、専門職非常勤職員の充実、施設管理業務の委託化及び常勤職員体制の見直しを行います。	地域学習課
	19～20年度実施策	常勤職員体制を見直すとともに、受付業務の委託化を進めます。	
7	体育館の管理運営の効率化	民間委託の拡大や非常勤職員の活用等により、体育館の管理運営の効率化を図ります。	スポーツ振興課
	19～20年度実施策	指定管理者制度の導入を前提とし、具体的な検討・準備を進めます。	

	8	指定管理者制度の活用	地方自治法の改正により創設された指定管理者制度について、区の施設への導入について検討します。	行革推進課、施設の管理所管
		19～20年度実施策	平成18年度策定の「直営施設における指定管理者制度の導入プラン」に基き、可能なものから順次導入していきます。	
47 情報処理体制の効率化				
	1	情報処理業務の見直し	システム運用、アプリケーション運用等各種業務の見直しをさらに進めます。	情報課
		19～20年度実施策	住民記録・税務・国民健康保険等の基幹システムについて、汎用コンピュータ以外を利用したシステムへの移行の検討を行います。	
48 福祉分野の民間活力の活用				
	1	介護保険施設の運営等の見直し	特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センターについて、社会福祉事業団と協議しながら、介護報酬相当額による運営について検討します。	高齢福祉課
		19～20年度実施策	指定管理者制度を導入し、平成20年度までに介護報酬相当額による運営を実現することを基本としていきます。	
49 社会資本整備への定期借地権等の活用				
	1	上目黒一丁目旧国鉄清算事業団跡地の活用	定期借地権方式の活用により、民間主導による周辺環境との調和のとれた活力のあるまちづくりを進めます。	政策企画課
		19～20年度実施策	定期借地権方式により、民間活力の活用による周辺環境との調和の取れたまちづくりを進めるよう東京都と協議し具体化を図ります。	

(2) 効果的・効率的に人材を活用します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
50 非常勤職員の効果的配置				
	1	電話交換業務の非常勤活用	総合庁舎の電話交換業務を職員の退職にあわせ、非常勤職員等を活用します。	庁舎管理課
		19～20年度実施策	退職する常勤職員は退職不補充とし、人材派遣等を活用します。	
	2	老人いこいの家管理運営の非常勤活用	非常勤職員を活用し、管理運営の効率化を図ります。	高齢福祉課
		19～20年度実施策	退職常勤職員の後任に非常勤職員を配置し、管理運営の効率化を図ります。	
	4	学童擁護業務の非常勤活用	非常勤職員の活用を図ります。	企画調整課
		19～20年度実施策	20年度に2校で学童擁護業務の非常勤活用を図ります。	
51 臨時職員の効果的配置				
	1	産休・育休代替臨時職員の活用	保育園や児童館・学童保育クラブにおける産休・育児休業等への対応については、臨時職員などの活用を図るとともに、原則的に常勤職員による対応を廃止する方向でさらに職員配置の効率化を図ります。また、他の職場においても、産休・育児休業代替として臨時職員の連続雇用を活用するなど、有効な対応を検討し実施していきます。	人事課、子育て支援課、保育課
		19～20年度実施策	産休・育児休業への対応は、臨時職員、人材派遣、連続雇用の臨時職員等を活用します。	

52 派遣社員の活用			
1	専門的な資格を必要とする職場の欠員対応としての人材派遣の活用	保育園、児童館などにおける欠員に対応するため、専門的な資格、経験等を生かし、円滑な代替対応ができるように、人材派遣などの活用を検討します。	人事課、関係所管課
	19～20年度実施策	専門的な資格や経験を要する職場における派遣職員の可能性を検討し、活用します。	
2	内部管理業務(総務関係業務等)への人材派遣の活用	職員の福利・給与・研修業務等の業務委託化や人材派遣の活用を研究・検討していきます。	人事課
	19～20年度実施策	福利・給与・研修業務などの内部管理業務について、業務委託化や人材派遣の活用の可能性について検討します。	

4 収入の確保に努めます

(1) 多様な収入の確保を進めます

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
55 多様な収入の確保策の検討			
1	施設の建設・運営資金調達のためのネーミングライツ(命名権)手法の導入	ネーミングライツに適する大規模施設等の建設・改築に併せ、検討します。	政策企画課
	19～20年度実施策	区有施設の建設・改築等の動向を見ながら導入の適否を検討します。	
2	広告収入の確保	広報紙や区のホームページ等への広告掲載により、収入を確保します。	広報課
	新規 19～20年度実施策	広報紙や区のホームページ等への広告掲載について検討します。	

第3 サービス提供者としての職員改革を進めます

1 区民の立場に立って行政サービスを行います

(1) 区民が満足できる窓口サービスを提供します

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
56 窓口サービスの向上			
1	窓口サービスの具体的な向上策	職員の窓口サービスを評価し、さらにサービスを向上させる取組を行います。	区民の声課、全部局
	19～20年度実施策	担当業務についての正確な知識の習得とあわせて、情報の共有化と連携強化と図りながら、全庁的な窓口サービス向上のための研修や取り組み等の実施により、職員の区民対応の能力向上を図ります。	

(2) 区民の感覚を鋭敏に感じ取る職員を育成します

番号	改革項目 具体策	取組目標	所管
57 職員の地域ボランティアへの参加の促進			
1	普及啓発による参加の促進	ボランティア活動情報の提供方法を工夫し、ボランティア休暇の活用や休日等の有効利用により活動への参加を促進します。	人事課
	19～20年度実施策	休日等の有効活用による地域活動、福祉活動等、職員の積極的なボランティア活動への参加の促進を啓発します。また、ボランティア活動情報の提供方法を工夫し、ボランティア休暇の活用による参加促進を図ります。	

(3) 区民からの意見に迅速に対応します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
6	相談機能の充実	再掲 P.15	

2 やる気・チャレンジ精神を持ち、より良い区政を進めます

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
58	総合的な人材育成計画の策定	「人材育成・活用基本方針」に基づき人事異動等や職員研修の改善見直しを行っていきます。	人事課
	19～20年度実施策	人事給与制度の検討を踏まえ、「目黒区人材育成・活用基本方針」の見直しに取り組んでいきます。	

(1) 職員の意欲や成果に応える人事・給与制度に改善します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
59	総合的な人事・給与制度の構築		人事課
	1 人事考課制度の給与等への総合的な活用	職員の能力・意欲を最大限に引き出す観点から、職員の能力や業績を適切に評価し、給与上の処遇等に反映させていきます。	
	19～20年度実施策	職員の能力や業績を適切に評価する新たな評価制度を確立し、その結果を平成20年度から給与上の処遇に反映させていきます。	
60	人事異動の見直し	「人材育成・活用基本方針」をもとに、適材適所の人事配置や、人材育成の観点からの計画的なジョブローテーションを実施します。	人事課
	19～20年度実施策	「目黒区人材育成・活用基本方針」の実現に向けた実施計画に基づき、ジョブローテーションの実施、複線的なキャリア活用・更新制度（幅広い視野を持つ職員を育成することを基本としつつ、能力・適性に応じた専門的な分野での人材育成・活用も可能とする制度）の実施等、人事異動制度を見直します。	

(2) 職員参加により施策を推進します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
61	職員提案制度の見直し	政策に関わる情報の共有化を進め、職員の問題意識を高めながら、実現性の高い効果的な制度に見直します。	政策企画課
	19～20年度実施策	有効に機能し、職員が参加しやすく負担の少ない制度としていきます。	

(3) 管理職のリーダーシップと能力開発を進めます

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
62	管理職員等の研修の見直し	管理職員を対象とした経営セミナーや民間セミナーへの派遣研修等、さらに意欲や職責上強化すべき能力の向上を重視した研修へと見直します。	人事課
	19～20年度実施策	管理職を職場の人材育成の責任者と位置づけ、マネジメント等に必要な能力向上の研修を実施していきます。	

(4) チームワークの向上を図ります

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
63	IT(庁内イントラネット等)の活用	庁内イントラネット ^(*)19) をはじめとするITを有効に活用し、情報の共有化により職場の活性化を図ります。	行革推進課、情報課
	19～20年度実施策	情報の共有化と事務改善、事務の効率化を図るとともに、情報システムの全体最適化を図るために、内部情報システムを構築します。 内部情報システムでは、人事給与システムと財務情報システムの更新と文書管理システム、庶務事務システムの新規導入を行います。	

3 時代に合った能力・感覚を身に付け、区政の質を向上します

(1) 積極的に情報を収集し、職員間で有効活用します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
64	ITの活用による情報の共有化と有効活用			
	1	ナレッジマネジメントシステムについての調査・研究	グループウェアの各機能を十分活用し、職員間の情報共有を進めるとともに、より本格的なナレッジマネジメントシステム ⁽²⁰⁾ について調査・研究を行います。	情報課
	19～20年度実施策		19年度稼働を目指す文書管理システムの構築に合わせて、効果的な情報蓄積・活用が可能な仕組みを検討します。	

(2) 区民との協働を進めるために必要な能力の向上を図ります

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
65	職員研修の充実			
	4	地域の中での研修の実施	職員が新たな施策を展開する上で、目黒区の地域特性について掘り下げて研究し、共通理解を図っていくため、職層や職種を越えたグループ方式による研修を実施します。	人事課
	19～20年度実施策		地域や住民要望の実際を確認することにより、地域特性・課題の理解を深める研修を実施していきます。	

(3) 時代・区民ニーズに合った意識への改革を図ります

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
66	職員のコスト意識の徹底		業務執行のコストを職員一人ひとりが意識し、自ら人件費の抑制を図るよう、職員の意識の徹底を図ります。	行革推進課、政策企画課、財政課、人事課、全部局
	19～20年度実施策		「目黒区行財政改革大綱・年次別推進プラン」改訂や「中長期的な定数管理の考え方」策定を踏まえ、コスト意識の徹底と人件費抑制について職員の意識を高めるよう努めます。	
67	派遣交流制度等を活用した能力向上		職員を国・都や他区、財団法人、民間企業などに派遣し、意識面や知識・技術面の向上を図ります。	人事課
	19～20年度実施策		医療技術系等の少数職種を中心とした特別区相互間の派遣交流制度を活用し、意識・知識・技術面の職員の能力向上を図っていくとともに、国・他団体・民間企業等への派遣について検討します。	

第4 着実に改革を進めて自治の基盤を強化します

1 財政の健全性を確保します

(1) 財政運営を計画的に行います

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
68	経常収支比率の抑制		経常収支比率 ⁽²¹⁾ については、長期的には適正範囲とされる70～80%を目指し、当面、人件費や既定一般事務事業費の削減などにより、経常的経費 ⁽²²⁾ 充当一般財源の抑制に努めます。	財政課
	19～20年度実施策		数値目標として、特別区平均値程度とすることを旨とします。	

69	特別区債発行額及び公債費の抑制	特別区債の発行を計画的に抑制し、特別区平均程度の公債費比率を目指します。	財政課
	19～20年度実施策	将来的に公債費比率の抑制につながる計画的な特別区債の発行を行います。	
70	基金の有効活用	基金への財源留保に努め、特別区平均レベルの基金残高を目指します。	財政課
	19～20年度実施策	計画的な基金への財源留保に努めます。	

(2) 積極的に歳入の確保を進めます

番号	改革項目		取組目標	所管
		具体策		
72 収入率の向上と滞納等の減少				
1	特別区民税の収納強化	滞納額が累積し納税が一層困難にならないよう、早期に納税交渉を行い、収入率の向上と滞納額の減少に努めます。	滞納対策課	
	19～20年度実施策	「財産はあるが納める意思のない人」に対して、預貯金や不動産、あるいは自動車や絵画・貴金属などの動産に対する差押えを早い段階から積極的に行い、滞納の解消に努めます。差し押さえた財産については、インターネット公売による売却も行っていきます。		
2	国民健康保険料の収納強化	収納推進員による戸別徴収の強化や滞納の早期対応を図るなど、収納率の向上と滞納の減少を図ります。	国保年金課	
	19～20年度実施策	効率的な収納事務態勢を構築し、次の事項を行います。 滞納整理の徹底 督促状の早期発送 収納推進員の効果的な活用 電話催告の強化 臨時窓口の開設 口座振替勧奨の推進 口座振替世帯の未納分の再振替 非課税者の申告勧奨 コンビニ収納の推進 保険証更新に伴う滞納世帯への納付催告の強化(19年度)		
3	負担金・貸付金・使用料等の収納強化	関係所管が連携して取組みを行うとともに、必要に応じ法的な措置を講じます。	収入役室、総務課、産業経済課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、保育課、住宅課、学務課	
	19～20年度実施策	滞納対策だけでなく、現年分の収納強化に努め、未済を未然に防ぐ対策を引き続き実施するとともに、必要に応じ法的な措置を講じます。		
4	マルチペイメントネットワークの検討	(No4に統合)	収入役室、情報課、税務課、国保年金課、介護保険課、関係所管課	

73 受益者負担の適正化			
1	各種講座・講演会等の費用負担の見直し	テキスト代や材料費等の実費、受講に対する参加費など、適正な受益者負担の観点から、費用負担のあり方を見直します。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策	適正な受益者負担の観点から、費用負担のあり方について検討を行います。	
2	各種健診等への自己負担の導入	がん検診等について自己負担を導入します。	健康推進課、碑文谷保健センター
	19～20年度実施策	各種健診等への自己負担導入について、引き続き医師会等との協議を進めていきます。	
4	保育料の適正化	社会情勢等を踏まえ、適正な受益者負担を検討します。	保育課
	19～20年度実施策	引き続き、保育料のあり方について検討します。	
74	公の施設使用料等の定期的見直し	公の施設使用料について、平成10年度の改定時に講じた経過措置等の解消や、施設利用に係る課題及び受付手続の改善などを図りながら、受益者負担の適正化や社会経済状況の変化を踏まえて定期的に見直します。また、手数料についても定期的に見直しを図っていきます。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策	物価の動向・施設維持管理経費の推移等を注視しつつ、指定管理者制度導入に伴う施設の事業のあり方及び区立幼稚園の保育料の公私格差等について引き続き検討を進め、総合的に判断していきます。	
75	地方税財政制度の改革による財政基盤の強化	財政基盤の強化を図るため、地方分権改革の趣旨を踏まえた国から地方への税源移譲や地方税の拡充をはじめ、国庫補助負担金の見直しや超過負担の解消などについて、国に対し強く働きかけていきます。	財政課
	19～20年度実施策	真に地方分権の趣旨に合った地方税財政制度の改革が推進されるよう、特別区長会や全国市長会による国への要望・要請などを通して、国に働きかけていきます。	
76	都区税財政制度の改善	都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方をはじめとする都区間の検討課題への対応や、合理的・安定的な制度の構築へ向けた取組を進めます。	財政課
	19～20年度実施策	都区間の検討課題について、さらなる改善に向け23区連携して取組んでいきます。	

(3) 歳出の抑制と財源捻出を行います

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
77	既定一般事務事業費の削減	経常的経費の抑制により弾力的な財政構造を実現するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業の見直しや経費節減により既定経費の一般事務事業費の削減を図ります。5ヵ年の財政計画で削減計画額を設定し、これを基本として予算編成を進めます。	財政課、全部局
	19～20年度実施策	新たな予算編成手法及び財政計画に沿った事務事業の見直しや経費節減により、既定経費の一般事務事業費の削減を図ります。	

78	新規・臨時経費の計画的管理	中期的な見通しを持って計画的な財政運営を進めるため、実施計画事業以外の一般的な新規経費及び臨時経費について、5か年の財政計画で計画額を設定し、これを基本として各年度の予算編成を進めます。	財政課、全部局
	19～20年度実施策	予算の総額管理及び枠配分方式により、既定経費の抑制と新規・臨時経費の計画的管理を行います。	
79	特別区債の繰上げ償還等	政府資金により過去に高い利率で借り入れた特別区債の繰上げ償還について可能となるよう、国に働きかけていきます。	財政課
	19～20年度実施策	過去に高い利率で借り入れた政府資金の起債について、繰上げ償還が可能となるよう、全国市長会の国への要望などを通して、国に働きかけていきます。	
新規	介護保険給付の適正化	介護サービス事業者等に対する指導監査により介護サービスの質の向上を図るとともに、事業者の不正・不適切な給付請求に対する指導・監督により、保険給付の適正化に努めます。	介護保険課
	19～20年度実施策	介護保険の地域密着型サービス等の事業者・施設に対する指導監査の実施と、給付適正化システムの活用により、介護サービスの質の向上と介護給付の適正化を図ります。	

2 計画的な職員定数管理により簡素で効率的な執行体制を確立します

(1) 削減目標を設定し職員数の適正化を図ります

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
80	職員数の削減目標	16～20年度の5年間で、2,645人(15年4月1日現在)の10%程度の職員数の削減を目標とします。	行革推進課
	19～20年度実施策	事務事業の見直し、効率化に努め、目標である16～20年度の5年間で職員数265人を削減します。	
81	職員定数適正化計画の推進	職員数の削減目標を踏まえつつ、計画的に職員数の適正化を図るため、職員定数適正化計画を策定し、進めていきます。適正化を進めるにあたっては、中長期的な視点に立って、職員の年齢構成や事務量等の変動を見据えながら、必要な分野への振替を行い、有効活用を図ります。なお、計画にない見直しについても、状況の変化等に伴い的確に対応し、適時行っていくものとします。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策	職員定数適正化計画に沿って職員数の適正化を進めていきます。適正化を進めるにあたっては、中長期的な視点に立って、職員の年齢構成や事務量等の変動を見据えながら、区民サービスの向上につながるよう、人材育成や効率的な配置に努めます。なお、計画にない見直しについても、状況の変化等に伴い的確に対応し、適時行っていくものとします。	
82	非常勤職員数の管理	効率的な配置を行うため非常勤職員総数の適正な管理を行っていきます。	行革推進課、人事課、全部局
	19～20年度実施策	配置の必要性を精査しながら、必要最小限で効率的な配置ができるよう引き続き取り組んでいきます。	

(2) 人件費を抑制します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
83	人件費の削減		新規採用を一定程度確保しながら、職員数の計画的な削減に努めます。	行革推進課、財政課、人事課、全部局
	2	特殊勤務手当等の見直し	職員の勤務形態の変化等を踏まえ、定期的に特殊勤務手当 ⁽²⁶⁾ の見直しを行っていきます。	人事課
		19～20年度実施策	3年ごとの見直しを行っており、社会状況、国・他団体の動向を踏まえ、平成19年度に必要な見直しを行うとともに、その後も定期的に見直しを行っていきます	
	3	時間外勤務手当等の縮減	会議の効率化、仕事の手順の見直し、臨時職員の効果的な活用等により、時間外勤務手当等の縮減を図ります。	人事課、全部局
19～20年度実施策		業務内容を精査し、臨時職員の活用や一部業務委託を行うなど執行方法の効率化を行い、ノーマル残業デーの徹底などにより時間外勤務手当の縮減を図ります。		

3 自立的な経営を確立し、自治体としての責任を果たします

(1) 迅速・的確な自治体経営を行う体制を整備します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
87	プロジェクトチームの活性化		特定課題に迅速に対応できる組織のあり方や仕組みについて検討します。	政策企画課
	19～20年度実施策		「プロジェクトチームの設置・構成の基準等について」に基づき、プロジェクトチームの活性化を図り、各所管での課題等に取組んでいきます。	
88	権限委譲等の促進		組織目標に基づく各部局の主体的で迅速な政策立案、実施、改革が行えるよう、予算編成・組織整備・人事・定数などに関し、一定の権限の委譲を進めます。	行革推進課、財政課、人事課、契約課
	19～20年度実施策		各部局が主体的で効率的な運営が行えるよう、必要な権限委譲を検討します。	
89	権限・責任の伴った組織の整備		権限と責任を明確にし、迅速・的確な対応が行える組織のあり方を検討します。	行革推進課
	19～20年度実施策		今後の職員構成の推移を考慮に入れ、他自治体の組織体制等も調査し、目黒区に相応しい組織体制を構築します。	
90	担当部課長制の活用		(No 8 9 に統合)	行革推進課
91	管理職ポストの削減		(No 8 9 に統合)	行革推進課

(2) 中長期的な視点に立って経営手法を確立します

番号	改革項目		取組目標	所管
	具体策			
92	計画・予算・事業評価の連携		実施計画の改定に合わせ事業評価を実施し、その結果を計画の改定、予算編成等に反映させていきます。また、施策評価についても研究していきます。	政策企画課、行革推進課、財政課
	19～20年度実施策		実施計画の改定、予算編成手法の改善、行財政改革大綱・年次別推進プランの見直し結果等を踏まえ、一層の連携を図ります。	
93	新たな手法を活用した業務改善		すべての事務事業に関し、環境マネジメントシステムやVEの考え方等を連動させるなど、業務改革の手法を研究していきます。	行革推進課、全部局
	19～20年度実施策		環境マネジメントシステムの部門管理と「新エコ・アクションプログラムめぐろ」の徹底と委託業務等の履行評価の向上に努めます。	

94	VEの活用による事務改善	(No93に統合)	行革推進課、全部局
95	業務改革手法の確立	(No93に統合)	行革推進課、全部局
96	企業会計的手法の活用	バランスシート ^(*28) や行政コスト計算書の作成など、企業会計的手法の区の行財政運営への活用を進めます。	財政課、契約課、収入役室
	19～20年度実施策	バランスシート、連結バランスシート、行政コスト計算書の作成を継続するとともに、国などの動向を踏まえた公会計整備に係る調査研究を行います。	

(3) ITを活用し電子自治体を構築します

番号	改革項目	取組目標	所管
	具体策		
97	ITを活用した電子自治体の構築		
1	インターネット等を活用した広聴機能の拡充	再掲 P.16	
2	インターネットを活用した区民サービスの向上	インターネットを活用した申請・予約や、行政情報の入手など、区民の利便性を高めるサービスの提供を検討し、費用対効果を踏まえながら可能なものから実施していきます。	情報課、全部局
	19～20年度実施策	電子申請システムについて、目黒区電子申請実施計画に基づき段階的に手続きの電子化を進めます。	
3	庁内イントラネットによる事務処理の効率化	グループウェアの各機能を十分活用し、情報の共有化や有効活用を図りながら、事務処理時間の短縮や、ペーパーレス化を推進します。	情報課、全部局
	19～20年度実施策	文書管理システムをはじめとする内部情報システムの構築に合わせて、事務手続きの簡素化や権限委譲など、事務処理方法の見直しを行います。統合型地図情報システム(GIS)について検討します。	
4	情報リテラシー ^(*29) の向上	グループウェア導入に合わせ、ホームページ作成技能やインターネット活用の研修を実施します。	人事課、情報課
	19～20年度実施策	グループウェアやパソコンの基本ソフトの活用のための研修を実施していきます。また、インターネットを活用した研修を検討していきます。	
5	個人情報の保護等、情報セキュリティの充実	個人情報保護制度の充実を図りながら、システムに対するセキュリティ対策強化の一環として第三者によるセキュリティ監査の実施を検討します。	情報課、広報課、全部局
	19～20年度実施策	情報セキュリティ内部監査の充実を図るとともに、第三者による情報セキュリティ監査を実施します。	